

豊橋市ストリートデザイン事業基本計画作成委託業務 仕様書

1. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：豊橋市ストリートデザイン事業基本計画作成委託業務
- (2) 委託業務場所：豊橋市内
- (3) 業務期間：契約締結日から平成29年3月30日
- (4) 対象となる通り及び区間：萱町通り及び水上ビル通り（北側）の別紙で示す2区間

2. 業務目的

豊橋市ストリートデザイン事業は、対象となる通りの景観や歩く環境を向上させ、中心市街地に「歩く楽しみ」という新たな魅力を加えることにより、中心市街地への来街、居住の促進と回遊性を高めることを目的としている。

本業務では、ストリートデザイン事業を実施する2つの通り（萱町通りと水上ビル通り（北側））の魅力づくり、整備の方向性等を整理するためのストリートデザイン事業基本計画作成し、次年度に予定している実施設計を行うための資料とする。

3. 業務内容

(1) 計画準備

業務の目的・主旨を把握し、業務実施のための基本方針・工程計画・作業体制を立案した業務計画書を作成する。

*行程計画における配慮事項

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (3) で検討したデザイン案の実施設計費概算額の算出 | ：平成28年11月まで |
| 同 確定 | ：平成28年12月まで |
| 同 概算工事費の算出 | ：平成29年3月まで |

(2) 通りのデザインコンセプト、実現性のあるデザインの検討のための基礎調査

- ① 対象となる通りの豊橋市総合計画、都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画、豊橋市まちづくり景観形成基本計画その他のストリートデザイン事業関連の上位計画、関連計画等における景観等の位置づけを整理し、及び対象区間と隣接地域の景観要素を現地調査する。
- ② 対象となる通りの沿線の建物用途・土地利用、道路・交通状況等に関し、H27年度に調査した成果品など本地域における既存資料の整理を行う。

<市貸与資料>

- ・ h27 ストリートデザイン基礎調査成果品
(現況調査：道路の延長、幅員、植栽、構造物、占用物等、平面図、断面図)
- ・ 沿線建物用途等：h27 豊橋市TMO調査、h24 都市計画基礎調査
- ・ 道路・交通状況参考資料
- ・ 上位・関連計画に関する資料

- ③ 警察等関係機関との協議資料を作成する。

(3) 通りの魅力づくり、整備の方向性の検討、デザイン案の検討

- ① 対象地域の住民、商店街を対象としたワークショップの開催（ファシリテーター等）
各通り5回程度

《ワークショップの内容例》

ガイダンス（事例紹介）、まち歩き（通りの現況特性と課題の確認）、
方針検討（通りの将来像及びデザインコンセプト）、
計画・デザイン検討（配置施設、配置案、必要な取組についてのアイデア出し、まとめ）、
計画案の説明・意見交換

- ② ストリートデザイン事業に類似する他都市の事例を収集し、整理する。
③ 収集した資料及びワークショップ等の意見を参考に、本業務対象区間のデザインについて検討を行い、実現性のあるデザインコンセプト、整備イメージをパースとして整理する。

《デザインの検討対象》

道路舗装、街路灯、街路樹、植栽帯、ベンチ等の休憩・滞留スペース、
案内表示サイン、自転車通行空間、短時間駐輪場、ファサード修景、屋外広告物等
*道路空間の再配分について検討する。

- ④ 整備イメージに基づき配置可能な施設を検討し、施設配置計画（案）を作成するとともに、デザインの法的・技術的制限及び概算コストについて整理検討する。

(4) 計画平面図、断面図作成

デザイン検討の結果は、各通りごとに計画平面図及び計画断面図（3～5カ所）としてまとめる。

(5) 打合せ協議

協議打合せは、業務着手時、成果品納品時のほか、中間時に作業の確認・進捗状況の報告を適宜行うものとする。

4. 成果品

- (1) 業務成果品は、以下のものとする。

基本計画書 2部

*基本計画書の内容

対象となる通りの上位計画、関連計画等における景観等の位置づけ
現況と課題（基礎調査、まち歩きの結果、他都市事例を整理したもの）
通りの将来像、デザインコンセプト
デザイン案（イメージパース、施設配置計画案、計画平面図、計画断面図）
全体スケジュール

各種資料（3. 業務内容（2）～（4）までの調査結果、検討整理結果）1部

イメージパース（A-3版）数カ所計6枚 1部

打合せ記録 1部

電子データ一式（CD-R等）

*成果品はすべて電子データでも納入すること。電子データは、発注者とデータの互換性をはかり、発注者が円滑に修正、監修ができる条件に留意する

こと。

(2) 権利の帰属

成果品の管理帰属は、原則発注者のものとし、発注者が承諾したものを除き、受託者は成果品を公表してはならない。

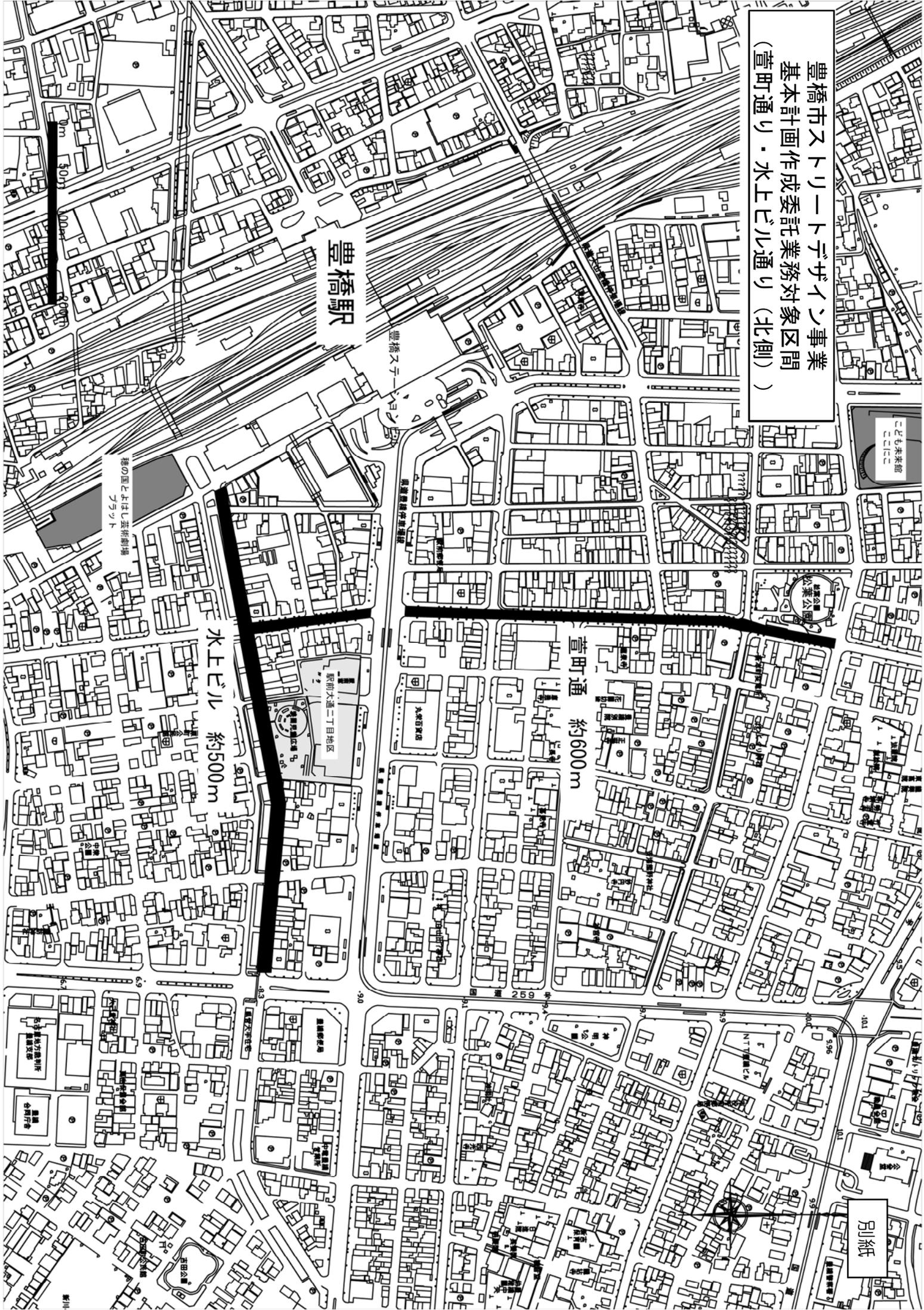
5. 提出書類

- (1) 業務に着手するときは、直ちに着手届により通知すること。
- (2) 業務の管理及び統轄を行う管理技術者を定め、氏名その他必要な事項を管理技術者届により提出すること。
- (3) 契約締結後、速やかに業務計画書を提出すること。
- (4) 打合せや協議後は、速やかに打合せ・協議記録簿を作成し、提出すること。
- (5) 業務が完了したときは、直ちに完了届により通知すること。
- (6) その他本市の指示により必要な図書を提出すること。

6. 適用基準等

- (1) この仕様書に定められていない事項については、下記に準拠する（ただし、本業務に関係しない事項は適用しない）。
 - ①豊橋市契約規則
 - ②関係法令、規程など
- (2) 業務遂行にあたっては特に定めのない事項、疑義を生じた事項については、本市の指示を受けること。

豊橋市ストリートデザイン事業
基本計画作成委託業務対象区間
(萱町通り・水上ビル通り (北側))



別紙

緑の国とよはし芸術劇場
フラット

水上ビル 約500m

萱町通り 約600m

豊橋駅

豊橋駅前

こども未来館
ここに

公業公園

駅前大通二丁目地区

丸栄百貨店

公園

豊橋市